

一、授乳手當金の支給

二、婦人の生理的休養三日間を與へよ

三、既婚婦人を使用する工場に於ては完全なる授乳場の設置

四、無料託児所無料産院の設置

五、母子扶助法の即時制定

六、婦人工場監督者の任命

實行方法

一、社會民衆と協力して法令の改正及び制定に努力する事

二、日常闘争を通じて社會輿論を捲き起す事

三、總同盟全國大會に提出して男子労働者との共通の問題に結び付けて輿論の擴大につとめる事

操短即時徹廢運動の件

理由

生産機關獨占的地位にある日本紡織聯合會は、三割四分四厘の高率なる操業短縮を實行してより甚に一ヶ年半操短は、我等労働者に何を齎したか誠首、労働強化、收入の殺滅、一切は飢餓と窮乏であつた。かかる結果を招來したる操短は資本家をして獨り徒らに巨大なる利潤を得さしめた事は勿論である、我等は起て斯る慘虐なる操短粉碎に猛運動を起さねばならぬ。

- 一、政府に對し工場法第三條の除外例即時撤廃を要求する事
- 二、紡織聯合會に對し抗議的決議文を送る事
- 三、日常闘争を強力に敢行する事

製絲労働者組織化運動展開の件

提出 紡織労働組合

理由

日本の重要な産業である製絲に労働組合の組織無きは我等の恥辱である。尤も苛酷な且つ劣悪な労働條件に壓制されつゝある製絲労働者の幸福と、解放は強大な労働組合に待たねばならぬ事は勿論である。吾が總同盟こそは此の役割を果す重要な使命を持つたのである。

實行方法

一、總同盟十萬突破運動に結び付け行ふ事

同一資本に對する闘争網確立に關する件

提出 神奈川聯合會

理由

労働組合の組織は、近時産業別に整理統一されて、若々その實力を増大しつゝある。然し乍ら同一資本及び